

『備えがあだに』障害者自立支援法の預貯金調査に困惑」の記事へのコメント

あるメル友から、「『備えがあだに』障害者自立支援法の預貯金調査に困惑」の記事の紹介があった。（報道記事は、最後のPに（写）添付：参照）

【 記事によれば、障害者自立支援法による「自己負担の個別減免について、厚生労働省が、グループホームや施設の入所者の場合、預貯金350万円以下を対象とする方針を示している。」とありますが、これはグループホームを利用しない在宅の場合は、該当しないということでしょうか？

この周辺の情報をお持ちの方は、教えてください。

また、この記事について何かコメントがあれば、お聞かせください。】との私の問いかけに、いくつかコメントをいただきましたので、参考までにお目通しください。

なお、いただいたご意見、アドバイスは、今日の時点のもので、今後更にいただきましたら、追加掲載します。

2005. 12. 6. 阿部幸泰

①自分達のために親がせっせと貯めてくれた預貯金。

自身が障害を持ちながら働き、将来の不安を少しでも無くすように並の努力以上の気持ちを込めて貯め込んだ預金が、仇になるとは情けない話です。

②預金額350万円以下については入院患者、グループホーム入所者をふくめ在宅者にはこれだけの蓄えがある人からは支援費の自己負担分最高額を徴収するということらしいです。

市町村に自分の負担分を聞きましたが未だ県から詳しい内容説明が無いのでよく判らないとのことでした。

また、20歳以上の人は家族の扶養ではなく別戸籍にすると本人だけの所得で計算されるようです。

②への返信

＞ また、20歳以上の人は家族の扶養ではなく別戸籍にすると本人だけの所得で計算されるようです。

このことは知っていました。

扶養から障害者を抜くと、扶養する家族としての税金免除等がなくなります。

逆に言えば、扶養する家族は、同一家計として応益負担増が大変とありますが、障害者を扶養することによる税金免除等の額は、障害者のための応益負担に回して当然という考え方もあるようです。

③阿部さんの情報網は素晴らしいと、いつも感心しております。

ご指摘のありました、預貯金350万円以下の内容は、「グループホーム入居者、施設入所者（支給決定時に20才以上である者）の個別減免の収入、資産等の認定について」は、平成17年11月11日の「障害保健福祉関係主幹課長会議」の資料に明示されており、グループホーム入居者、施設入所者（20才以上）に限定されます。

ここで問題なのは、申請時に350万円以下であると証明する、通帳の写しや税の証明書等の添付とされていることですが、市町村が申告の内容が虚偽の疑いがある場合は、必要に応じて税部局に対する情報の確認、申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせなどの、必要に応じて調査を行うとされていることです。

在宅者には、現状では問題はないと考えます。

将来グループホームや施設入所を考えられる方は、将来のためにお考えの方は、今から預貯金の残高を少なくしておく必要があるかと考えます。・・・考え方ですが。

在宅で350万円の預貯金を持っている人は沢山いると思います。

施設入所者、グループホーム入居者だけに限定した理由は、自立支援法の資料では読みとることは出来ません。

今は、施設、グループホーム利用者のかかる費用が多いと云うことではないですか。

12月2日(金)

「備えがあだに」障害者自立支援法の預貯金調査に困惑

来年4月に施行される障害者自立支援法で、自己負担の個別減免について、厚生労働省が、グループホームや施設の入所者の場合、預貯金350万円以下を対象とする方針を示している。これに対し、県内の障害者や家族の間では、預貯金額を市町村が確かめることに不安や反発が出ているほか、「将来の不安に備えこつこつ蓄えたお金があだになるのか」と戸惑いが広がっている。

同法は、身体、知的、精神の各障害を一本化、福祉サービスの利用に対し費用の1割負担を定めている。所得に応じて上限があり、さらに預貯金など資産額が350万円以下のグループホームや施設の入所者は、個別減免措置の対象となる。

この「350万円以下」をめぐる、11月21日に佐久市で開いた組織再編の住民懇談会で、住民から不安の声が上がった。娘が障害者という同市の男性が「親亡き後のことを考え、少しのお金でも貯金をするようにしている」「個人情報保護と言われているが、市町村に貯金の調査の権限を与えると聞いた」などと訴えた。

県が同月28日に同市内で開いた障害者自立支援法についての説明会には、障害者や福祉関係者ら約300人が参加。「市町村は預貯金をどのように調べるのか」との質問があり、県は「申請時に通帳の写しなどを添付して提出してもらおう」とし「細かく調べ上げることはしない。提出しないという選択肢もあり得るが、個別減免の対象にはならなくなる」と答えていた。

県障害福祉課によると、同法の対象となる県内の障害者は12万5000人余り。そのうち約1万人が介護サービスを利用している。厚労省障害福祉課は「障害者年金だけで生活する人たちのことを考えて所得と預貯金を組み合わせた減免を行う。預貯金が350万円を超える人は負担能力があると考えている」と説明。県は「減免を申請する人の数はまだ分からない。制度の理解が進んでいけば不安も解消されてくるのではないかとする。

これに対し、県身体障害者福祉協会の市川利雄理事長は「通帳の写しの提出に不安を感じている人もいる。障害者の預貯金を調べるのは好ましいことではない」と話している。

障害者自立支援法 介護サービスなどの利用料が収入に応じた負担となっている現行制度を変え、原則1割負担にした。上限額は月額40200円。別に食費、光熱水費が実費負担になるなど障害者にとって大きな負担増になる。